

【別紙】足場の組立て等作業主任者講習の受講の一部免除

受講の免除を受けることができる者	コース	免除講習科目	受講時間数
◆ 木造建築物の組立て等作業の経験 3 年以上	A	なし	
◆ 型わく支保工の組立て等作業主任者技能講習を修了した者 ◆ 足場の組立て等作業主任者技能講習を修了した者 ◆ 鉄骨の組立て等作業主任者技能講習を修了した者 ◆ 建築物等の鉄骨の組立て等作業主任者技能講習を修了した者	B	工事用設備、機械、器具、 作業環境等に関する知識 作業者に対する教育等に関する知識	3 時間 1.5 時間
◆ 職業能力開発促進法の建築科の欄に定める建築施工系木造建築科、 建築施工系とび科又は建築施工プレハブ建築科の訓練を修了した者 ◆ 職業能力開発促進法の訓練科の欄に定める居住システム系建築科 又は居住システム系居住環境科の訓練を修了した者 ◆ 職業能力開発促進法施行規則等の一部を改正する省令の訓練科の 欄に掲げる建築科、とび科又はプレハブ建築科の訓練を修了した者 ◆ 旧能開法の訓練科の欄に掲げる建築科の訓練を修了した者 ◆ 職業能力開発促進法施行規則等の一部を改正する省令の訓練科の 欄に掲げる建築科、とび科若しくはプレハブ建築科の訓練の例によ り行われる訓練を修了した者又は旧訓練法の訓練科の欄に掲げる 建築科、とび科若しくはプレハブ建築科の訓練を修了した者 ◆ 職業能力開発促進法の訓練科の欄に掲げる建築科、とび科又はプレ ハブ建築科の訓練を修了した者 ◆ 建築大工又はとびに係る 1 級又は 2 級の技能検定に合格した者	C	木造建築物の構造部材の 組立て、屋根下地の取付 け等に関する知識 工事用設備、機械、器具、 作業環境等に関する知識	7 時間 3 時間

※B、Cコースで技能講習の一部の免除を受けようとする者は、その資格を有することを証する
書面コピーを添付すること